

婚移民)を対象とした多言語サービスや行政サービスを提供する政策が実施されています。しかし、日本には、外国人を対象とした法律には、外国人を管理排除するための「入管特例法」「出入国管理及難民認定法」の法律しかなく、外国人の権利を保障したり、外国人への差別を禁止したり、外国人を保護する法律が存在しません。現在の日本の多文化共生施策は、日本の省庁の一つである総務省が、地域住民施策の一つとして多文化共生を掲げているにすぎないという限界があります。このように日本の多文化共生施策は、移民受け入れ国だけでなく、韓国や台湾等と比べても相当遅れています。

〈熊本市の多文化共生施策の現状と課題〉

熊本市は、総務省の多文化共生プランの具体化を図っていくために、2010年3月策定の熊本市国際化指針「世界に開かれた活力ある都市を目指して」において、従来の国際交流や国際協力の推進に加えて、「外国人にも暮らしやすい多文化共生のまちをつくる」を方針として掲げました。

熊本市に暮らす在留外国人は、4566人(2014年12月末現在)です。15年前の1999年12月末が2912人でしたから、15年で約1.5倍増加し、その数は増加傾向にあります。それらの人々を、地域社会の構成員とみなして「外国籍市民」という概念でとらえ、行政の施策の対象とすることは、とても大切なことです。

熊本市国際化指針「世界に開かれた活力ある都市を目指して」の中で、多文化共生施策としては以下の3つの取り組み目標を掲げています。

① 外国籍市民への支援について

熊本市には、上記指針作成時の担当課として存在した文化国際課は存在せず、2011年度からはシティプロモーション課国際室に引き継がれています。しかし、その主な活動は、国際交流や外国人観光客を対象とした誘致促進活動やフェアトレード都市の取組み等となっており、熊本市の多文化共生の施策は、留学生支援を除いて熊本市国際交流振興事業団にほぼゆだねられています。市役所や各区役所に、外国籍市民を対象とした外国籍市民課は存在せず、外国籍市民専用の相談窓口もありませんし、行政情報の多言語化や、多文化共生施策を具体化する担当職員も少なく、予算もきわめて不十分です。

国際交流会館を拠点とした熊本市国際交流振興事業団は、外国籍市民への相談活動や日本語教室、日本語指導者の養成や医療通訳者の養成と派遣、防災対策など全国的にも積極的な取り組みをなされており、それ自体は高く評価できます。しかし、国際交流会館を活用・利用している外国籍市民が、比較的問題の少ない人が中心となっており、問題を抱え行

政の支援を必要としている外国籍市民に十分には手が届いていない現状があります。

※当事業団は熊本市によって設立された外郭団体で、当該国際化指針に沿って事業を実施しています。今後は情報弱者となり社会から置き去りにされる外国籍住民がいらないような多文化共生の取り組みを検討していきたいと考えます。

② 市民の異文化理解の推進

市民への外国人との交流や学習の機会提供や教育の推進が具体的な施策として掲げられています。しかしながら、それらは、交流や啓発や支援活動のレベルにとどまり、行政が主体的に行う外国にルーツのある子どもへの教育援助や施策は具体化されておらず、外国人へのヘイトスピーチや住居差別などを規制する条例の制定等、地域社会に具体的に存在する外国人への差別や偏見、いじめなどをなくす具体的な取り組みになっていません。

※外国にルーツのある子どもへの教育について、熊本市教育委員会が義務教育課程の外国籍や帰国児童・生徒への日本語支援を、黒髪小学校・桜山中学校をセンター校に生徒児童の通級指導と在籍校へ指導者派遣を実施しています。また、当事業団では、関係団体と連携・協力して高校等進路ガイダンスを実施したり、生徒・児童や保護者からの相談を受けたり、取り組んでいます。熊本市の人権総室では外国人の人権についての市民啓発活動を実施しています。さらに、全ての人が安心して快適に暮らせる街づくりを目指し、熊本市と当事業団が連携を図り、具体的な人権への取り組みを行います。

③ 外国人市民参画のまちづくり

これらは、地域社会の各種団体への参加を促す情報提供や、その機会の提供を行うというレベルで、外国籍市民が、熊本市の行政へ参画する具体的な制度や仕組みは存在しません。熊本市は、全国の政令指定都市で唯一(一般職)職員採用試験において国籍条項を設けていましたが、2015年度から消防職を除き一般職の職員採用試験から国籍条項を原則的に廃止し、外国籍住民にもその門戸をようやく開きました。外国人市民参画のためには、熊本市自ら、職員の外国籍市民の採用を積極的に進め、熊本市の行政への外国人市民の声を反映できるように、外国籍市民代表者会議等を設け、その参画を積極的にはかる制度の設定や運用を行う必要があります。

※当事業団では、防災対応を目的に、外国籍市民の各コミュニティのキーパーソン会議を開催し、情報交換や重要情報の提供を行なっています。討議の結果を熊本市の多文化共生施策に反映するまでには到っていません。

外国籍市民の方々の視点は、今後の熊本市を誰にとっても暮らしやすい街にしていくために重要となり、熊本市の施策検討では、これまでも外国籍市民からのご意見をいただけてきました。

さらに、今後の外国籍市民代表者会議の開催については、今後の検討すべきこととして、ご指摘いただきましたことに感謝します。